

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

【指針全体に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	文字ばかりで読みにくいので図、年表、挿絵を入れて欲しい。	いただいた御意見につきましては、今後の印刷・製本に当たり参考とさせていただきます。
2	P11以降の「分野別施策の推進」については、基本的に誤りはない、と認識しておりますので詳細確認致しません（後述しますが確認できません）。 但し、過去の国家的施策・法制が否定される事案も多々発生しております。 状況に応じて速やかに施策を修正する（事が出来る様当指針（改定素案）に明示する）様宜しく御願ひ致します。	本指針については、社会情勢の変化を踏まえながら、適宜見直しを検討しているところであり、引き続き努めてまいります。
3	当該案件、「指針（改定素案）」となっておりますが、本文確認しますもどこをどう「改定」したのか不明です。「指針を改定して意見を求める」のであれば、「どこをどう改定しているのかの明示」が必須と考えます。 上記記述がなければ当該指針（改定素案）に対する意見など全く出来ません。 最低限前述内容明示の指針（改定素案）作成、その上で再度意見募集すべきと考えます。 「全面的に改定」というのであればその旨冒頭に明示願ひします。	現行指針について、山口県人権対策室のホームページに掲載しているところであり、当該御意見を踏まえた再度の意見募集の予定はありません。
4	文末「努めます」の表現が多用されております。 「努めます」ですと、今後年数経過した際「状況が変わっていない」という批判・意見に対して「務めたが至らなかった（ので調査しない）」との回答になりかねません。 極力「進める（進まなかったら原因等調査を行う）」といった表現の使用を御検討宜しく御願ひ致します。	関係法等を踏まえながら記述しており、原案どおりとします。
5	各段落で「世界/国際」「国」「県」の各種動向・法令等制定の経緯が列記されておりますが、文章表記では時系列把握が困難です。 別途で、年表表記（資料）記載を御検討宜しく御願ひ致します。	現行指針においても、参考資料として人権関係年表を添付しているところであり、適宜見直しの上、引き続き添付いたします。
6	専門用語・行政用語多数使用されております。 「語句解説/語句説明」記載を御検討宜しく御願ひ致します。（各ページ下方に掲載、巻末又は別資料として等）	現行指針においても、各ページ下方に用語解説等を記載しているところであり、適宜見直しの上、引き続き記載いたします。
7	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。 県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を宜しく御願ひ致します。 （素案作成時に御対応済とは思いますが一応意見御伝えしておきます。）	本指針の改定に当たっては、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県人権施策推進審議会」の御意見をお聞きしています。

<p>8</p>	<p>当方の祖先で靖国神社初代宮司になった萩椿八幡宮の第9代宮司の青山清の幕末維新期の事績について、山口県史がその内容をほぼ完全に排除し、十分な記載をしないことに対して異議申し立てを以前に行いました。</p> <p>すなわち錦旗密造などを正史に記録しないという恣意的で歪んだ目的から、維新革命史やそれにかかわった人物を排除の上、歴史まで隠ぺいしたことを問題にしたわけですが、これに対して山口県は県史編さん室自体を閉じてしまうなど、まったく聞く耳を持たないやり方で、不満を感じてきました。</p> <p>こうした隠ぺい主義と恣意的な歴史認識の強要は子孫縁者に対する人権侵害であり、また真実の歴史を知る権利を有する県民その他への背徳行為であります。</p> <p>気に入らない言論や表現は排除するという旧来の伝統的な山口県の排除主義を改め、閉塞と衰退ばかりが進む、沈滞した山口県の改善を希望します。</p> <p>あるいは、こうしたことを話題にすること自体で、新たな嫌がらせや足引っ張り、言論封殺が起こることなどがないよう、山口県が外からも評価されるような健全な社会になる生まれ変わることを希望します。</p> <p>歴史的公平性を担保し、正確な歴史記録を残す県史編纂事業を再開し、子孫縁者に対する人権侵害などを払しょくし、かつまた長年恒例の結果の出ない行政も、一刻も早く改善して戴きたく希望します。</p> <p>言論や表現の自由が担保された、近代社会にふさわしい山口県に改善するなど、ぜひとも結果の出る責任ある行政を求めます。</p> <p>以上、こうしたことを指針に盛り込み、結果につなげて戴くことを求めます。</p>	<p>県は、県民の人権を尊重した行政を推進してまいります。本指針は、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針として策定するものであり、お示しの個別事案を記載することは考えておらず、原案どおりとします。</p>
----------	--	--

【指針本編に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
9	<p>[P1]</p> <p>何の説明もなく「やまぐち未来維新プラン」の記述があります。</p> <p>『「やまぐち未来維新プラン」に基づく施策の推進に当たって、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととし』と説明されても、「やまぐち未来維新プラン」の内容も管轄主体も不明ですので当該記述内容が適切なのか全く判断できません。</p> <p>まず最初に、当該指針（改定素案）に係る県の法令・計画・指針を、その管轄部署、関係状況（上位下位）とともに明示すべきと考えます。</p> <p>上記記述がなければ当該指針（改定素案）に対する意見など全く出来ません。</p> <p>最低限前述内容明示の指針（改定素案）作成、その上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>お示しの記述は、県におけるあらゆる行政分野において、本指針の趣意に沿い、人権尊重の理念を基礎とした取組を進めること示すものであり、「やまぐち未来維新プラン」の内容や管轄主体を問うものではないため、原案どおりとします。</p> <p>なお、「やまぐち未来維新プラン」については、注記により補足説明を行います。</p>
10	<p>[P9]</p> <p>「第5 推進体制 1 それぞれの取り組み」</p> <p>一部文末のみ「…しましょう」となっており不適切です。</p> <p>（県民・地域社会・民間団体等には「しましょう」とする一方で企業・市町・県にはそのような表現は使っていない。）</p> <p>表現再考を御願ひ致します。</p> <p>このような文末表現をそのままとする指針（改定素案）作成部署が人権について充分思慮検討されているとは到底思えません。</p> <p>最低限前述内容修正の指針（改定素案）作成、その上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>「第1 指針の趣旨と性格」の定める「2 指針の性格」を踏まえた記述としており、原案どおりとします。</p>
11	<p>[P10]</p> <p>推進体制の記述ありますが、県行政上の主体が不明確と感じます。</p> <p>又、県行政内関係部署、状況把握方法、状況把握時期、指針見直方法・見直時期等々必要な事項が全く明示されていないと感じます。</p> <p>最低限前述内容明示の指針（改定素案）作成、その上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>本指針は、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針として策定するものであり、お示しの事項を明示することは考えておらず、原案どおりとします。</p>

【分野別施策の推進（全般）に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	<p>分野別施策の推進については、項目名を次のように変更した方が良いと思います。</p> <p>「女性の人権問題」 ▶DV、セクハラは、女性の人権擁護の問題で、男女共同参画の実現とは別で考えたい。</p> <p>「子どもの人権問題」 ▶とても話の範囲が広がっている。児童虐待・いじめ・体罰・子の貧困あたりに絞ってみても良いのかもしれない。</p> <p>「高齢者の人権問題」 ▶「介護とサービスの充実」は、人権の話から少し外れるのではないか。</p> <p>「障害者の人権問題」</p> <p>「同和問題（部落差別）」 ▶1 現状と課題のくだりは長すぎて全体とのバランスを欠く。前半部分を削除して半分程度にしたい。</p> <p>「外国人の人権問題」 ▶「やさしい日本語」について少し詳しく説明したい。</p> <p>「刑を終えて出所した人の問題」</p> <p>「犯罪被害者やその家族の人権問題」</p> <p>「地球環境問題」</p> <p>「インターネットによる人権侵害」</p> <p>「個人情報の流出やプライバシー侵害について」</p> <p>「北朝鮮による拉致問題」</p> <p>「インフォームド・コンセントの推進」削除！</p> <p>「H I V感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等の人権問題」</p> <p>「ハンセン病問題」削除！</p> <p>「性的マイノリティの人に関する人権問題」 ▶性のあり方では「割り当てられた性」は除いた4つの要素とすべき。性自認は、「心の性」と言い換えられることを説明。</p>	<p>分野別施策の推進における項目名については、取組の継続性や、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の考え方と整合性を踏まえているところですが、「同和問題」については、他の御意見なども踏まえ、国が「人権教育・啓発白書で使用する「部落差別（同和問題）」を項目名に変更します。</p>

【分野別施策の推進（障害者問題）に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	[P19] 部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法には制定年月が記載されているのに障害者差別解消法に制定年月が記載されていないので記載して欲しい。	御意見を踏まえ、障害者基本法の改正及び障害者差別解消法の制定をした年を追記しました。
14	[P20] 障害のある人という書き方が続くことに違和感を感じる。障害者という書き方ではいけないのか。	御意見のとおり、県においても「障害者」等の表記も使用しているところですが、広く県民への理解が得られるよう、障害のある人の施策に関する基本的な計画である「やまぐち障害者いきいきプラン」において「障害のある人」としており、本指針でも「障害のある人」としています。

【分野別施策の推進（同和問題）に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	[P21～22] 国は、「人権教育・啓発白書」や啓発冊子「人権の擁護」等において「同和問題」を「部落差別（同和問題）」と改めており、県指針においても、現状を記載する場合は「同和問題」を「部落差別（同和問題）」とすべきではないか。	御意見を踏まえ、国が「人権教育・啓発白書」で使用する「部落差別（同和問題）」を項目名に変更するとともに、現状について記載する部分については、「同和問題」としている表記を、法律用語として使用されている「部落差別」の表記に改めます。
16	[P21～22] 部落差別の解消の推進に関する法律には、「部落差別」の定義がない。 したがって、主観や恣意的に濫用できる。 この法律を山口県人権推進指針の本編資料・分野別施策の同和問題に挿入しての見直し改定は断固許さない。 同和对策事業の復活・利権あさりに道を開く 山口県において1954年（昭和29年）山口県部落問題対策審議会設置から70年の取り組みの成果、部落問題が解決した到達点に逆行し、新たに山口県民は差別者（もしくは差別をする者）として監視（モニタリング）の強化は断じて許されない。 したがって、行政によって、新たな差別を生じたり。山口県民を差別者とするはあってはならない。 このため、山口県人権推進指針の本編資料・分野別施策の推進 同和問題を削除し、部落差別の解消の推進に関する法律は、人権関係年表のみに記載にすべきです。	部落差別解消推進法には、国の地方公共団体に対する指導権限が規定されているところであり、県は、同法の運用については、国と同様の認識に立つべきと考えています。 また、同法においては、「現在もなお部落差別が存在する」と明記されているところであり、上記のとおり、「部落差別（同和問題）」として分野別施策の推進の項目に残すこととします。

【分野別施策の推進（インターネットにおける問題）に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
17	[P29] 現状と課題にいわゆる情プラ法公布について言及してはどうか。	御意見を踏まえ、令和6年度に行われたプロバイダ責任制限法の改正につき追記しました。

【分野別施策の推進（感染症の問題）に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
18	[P32] 0157 感染症に感染したことによる偏見や差別ということに全くピンとこない。過去にどういった偏見や差別があったのか記載するか 0157 感染症の記述を削除してはどうか。（岩国市の図書館で確認したところ、0157 の原因や症状、対策についての詳しく説明している幼児向け絵本が、少なくとも2冊はあった。）	腸管出血性大腸菌 0157 を原因とした集団食中毒については、これまで全国において散発的に発生が報告されており、とりわけ、相当数の感染患者が発生した事例からは、感染者ご本人のみでなく、感染源として疑われた食材の生産者や提供者等に対する、根拠のない偏見や差別が生まれました。 こうした経緯を踏まえ、本県においても、感染症に対する正しい知識の不足による、不当な偏見・差別が生じることのないよう、0157 の事例について、本指針へと書き記すとともに、ご指摘のありました偏見・差別の具体が認識できるよう、必要な表現について追記しました。

【パブリック・コメントの実施方法等に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	<p>当計画（素案）、本文 34 ページですが、関連計画・法律法令等多数あり、本来これら関係計画・法律法令も確認して意見すべきと考えます。</p> <p>一部確認しようとしたしましたが時間が全く足りません。</p> <p>又、各頁記述に対する意見でも述べました通り、記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は 1 ヶ月固定絶対、1 回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>県行政では、1 企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>（県の条例に則って（1 ヶ月の）実施としている」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、指針作成過程の中で決定しており、当該御意見を踏まえた期間延長等の予定はありません。</p>

<p>20</p>	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p> <p>(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞広告「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われま</p> <p>す。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が充分に実施されたかどうかの判断」(充分・不充分)を御明示願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7月23日の山口新聞、中国新聞、宇部日報)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
<p>21</p>	<p>県ホームページ「山口県人権推進指針(改定素案)」に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施について」のページ掲載のアドレス</p> <p>「jinken@pref.yamaguchi.lg.jp」では意見送信できませんでした。</p> <p>この様な不適切情報を掲載し続けて「県民意見を集めた」言うのであれば県行政による詐欺詐称でしかない、と考えますが如何なものでしょうか。</p> <p>掲載情報を適切なものにして再度意見募集するのが世間一般常識として適切と考えます。</p>	<p>メールによる御意見の提出ができなかった恐れがあることから意見の再募集を行いました。</p>